

徳島県告示第十三号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、次のとおり第一種森林管理重点地域の指定の効力が失われた。

令和八年一月九日

- 一 指定の効力が失われた区域

二好市東祖谷栗枝渡二八〇

- 二 指定の効力が失われた日

令和七年十二月十六日

徳島県知事 後藤田 正純